明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の全部を変更する件（環境一〇〇）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
独立行政法人国立病院機構平成二十七年度（第十二期事業年度）財務諸表、平成二十七事業年度財務諸表（独立行政法人労働者健康福祉機構・独立行政法人日本貿易振興機構・日本司法支援センター）、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、特定計量器型式承認、司法書士名簿登録等、弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達、厚生年金基金解散・清算人就任関係　五五
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達、農業協同組合法第六十四条の二及び法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　一〇K
会社その他
会社決算公告　一一一

告示

○環境省告示第百号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三条第一項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成二十六年環境省告示第百三十三号）の全部を次のように変更したので、同条第四項の規定により公表する。

平成二十八年十月十一日　環境大臣　山本　公一

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

Ⅰ　鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
第一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方
第二　関係主体の役割の明確化と連携
1　関係主体ごとの役割
2　関係主体の連携
第三　科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施
1　科学的情報の収集
2　特定計画制度の推進
3　鳥獣保護区の指定及び管理
4　狩猟の適正化
5　鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項
第四　鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施
1　制度上の区分に応じた保護及び管理
2　鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方
第五　人材の育成及び配置
1　鳥獣の保護及び管理に関わる人材の育成及び配置
2　研修等による人材育成
3　認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用
第六　その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項
1　国の鳥獣捕獲許可の許可基準
2　輸入鳥獣の取扱いの適正化
3　愛玩飼養の取扱い
4　傷病鳥獣救護に関する考え方
5　油等による汚染に伴う水鳥の救護
6　感染症への対応
7　鳥獣への安易な餌付けの防止
8　国際的取組の推進

Ⅱ　希少鳥獣の保護に関する事項
第一　希少鳥獣の保護及び管理
第二　希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項
1　計画の対象とする鳥獣
2　計画の期間
3　計画の対象地域
4　保護又は管理の目標
5　保護事業及び管理事業
6　計画の記載項目
7　計画の作成及び実行手続
8　計画の見直し
9　計画の実行体制の整備